

新型コロナウイルス感染症対策の対処方針について

特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が7都府県から全国に拡大されました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されており、当社におきましても、感染拡大の予防に向けた取り組みを、厚生労働省の指針を踏まえ実施してまいります。

記

1. 予防措置

- (1) 消毒液の配備、マスクの着用
- (2) 事務所の2か所以上の窓を開けた、定期的な換気による空気の入替え
- (3) 出勤時の検温及び記録。37.5℃以上の場合は帰宅
- (4) 出張・外出・来客の制限
- (5) 多人数による会議の自粛
- (6) 事務所内の勤務において、隣との間隔を空けた席の配置換え

2. 感染および感染の疑い

- (1) 37.5℃以上の発熱がある場合には帰宅
- (2) 37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」へ相談の上、指定の医療機関等を受診する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、医師や保健所の指示のもと外出を控え療養する。
- (4) 濃厚接触者は「帰国者・接触者相談センター」に連絡の上、左記センターの指示にしたがい指定医療機関を受診。感染者との最終接触日から14日間は自宅待機。
- (5) 保健所指導のもと、感染した従業員の行動範囲の消毒清掃を実施。

以上